

国際分類第11－2020版発行にあたり

国際分類は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際的に共通の分類で、令和元年11月現在、同協定は88の国及び地域が加盟しており、かつ、未加盟であっても相当数の国等において採用されているものです。

令和元年5月、スイス・ジュネーブの世界知的所有権機関（W I P O）において開催された専門家委員会第29回会合において、現在使用されている国際分類第11－2019版の内容を変更することが決定されました。

この変更は、類別表の表示変更やアルファベット順一覧表の商品又はサービスの追加・削除・表示変更を主な内容としており、国際分類第11－2020版として、令和2年1月1日に発効します。

本書は、ニース協定や国際分類に関する一層の周知・理解を図るとともに、商標登録出願の審査・審判において、指定商品・役務に関する審査・審理の迅速かつ的確な実施に資することを目的に作成したもので、ニース協定本文、一般的な注釈、類別表（注釈付き）及びアルファベット順一覧表などから構成されています。アルファベット順一覧表は、商品又はサービスの英語表記に、我が国で指定商品・指定役務の表示として採用できる程度の日本語訳及び類似群コードを付し、商標登録出願に関する先行商標の調査や国際登録出願に係る指定商品・指定役務の英語表記に関する検討などに利用できます。

本書がニース協定と国際分類の理解及び商標審査・審理の便宜に資することを期待するとともに、国際分類の円滑な運営に役立つものとなることを念願するものです。

令和元年11月
特許庁審査業務部商標課